

一般国道45号改築工事（八戸・久慈自動車道）の事業認定
に係る社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

会議及び議事録については、社会資本整備審議会運営規則（以下「規則」という。）第7条第1項ただし書の規定に基づき、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開とした。このため、同条第2項に基づき、下記のとおり議事要旨を公開する。

1. 開催日時 平成27年2月18日（水）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議 題 一般国道45号改築工事（八戸・久慈自動車道）の事業認定関係
4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通大臣から社会資本整備審議会に意見聴取の申出があり、規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一般国道45号改築工事（八戸・久慈自動車道・青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠地内から岩手県久慈市夏井町鳥谷第7地割地内まで）並びにこれに伴う県道、町道及び普通河川付替工事について、公共用地分科会において審議した結果、「土地収用法第20条の規定に基づき事業の認定をすべきであるとした国土交通大臣の判断は、相当なものであると認める。」との意見が議決された。

公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・本件事業が整備され三陸沿岸道路の他の区間等と連絡することで、本件事業が通過する市町と八戸港等の物流拠点及び遠方の各都市とが結ばれることによる広域的なネットワーク効果を強調すべきではないか。